

平成25年度

(第6期)

事業報告

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日



事業報告

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

当期における我が国経済を振り返ると、経済政策の効果が発現する中で、持直しに転じ、緩やかな回復が続きました。当初は、株価上昇による資産効果や消費者マインドの改善を背景に個人消費が景気をけん引し、その後、生産の持直しや円安方向への動きによる企業収益の改善が所得や設備投資への増加へとつながり、支出、生産、所得の好循環が動き出しました。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みました。

a お客さまサービスの向上

お客さまへの丁寧な対応に加え、お客さまの抱える様々な経営課題に対応するため、経営相談や財務診断サービスをはじめとしたコンサルティング機能の強化、関係団体との連携強化など、日本公庫の総合力を発揮した資金と情報の両面から金融サービスの強化に努めました。

このうち、統合支店ごとに策定していた「総合力発揮推進計画」について、単独支店を含む全 152 支店で策定し推進しました。具体的には、地方公共団体が地域活性化対策として取り組んでいる地域プロジェクトに 241 件参画し、うち 190 件でお客さまへの具体的な融資支援を実施したほか、複数事業が連携した一体融資や複数事業の情報を活用したコンサルティング機能の発揮に取り組みました。

さらに、アグリフード EXPO などの全国規模の商談会のほか、全国各地で展開した支店規模の商談会やセミナーを通じてサービスを提供した結果、当期の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計 2,909 件となりました。

また、3 事業本部が構築しているネットワークを相互に活用した関係団体との連携強化に努め、特に、民間金融機関との連携につきましては、協調融資スキームの構築などによる協調融資の拡大に向けた取組みを推進しました。

このほか、平成 25 年 12 月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の要請を受け、新たな貸付制度を創設し、特約条項の見直しや各種対応マニュアルの整備を行いました。

b 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みました。

これらにより、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は2,209億円となり、震災以降の融資実績は累計で3兆8,321億円となりました。特に、被災地の復興に向けた創業ニーズに対応した支援を行った結果、被災地5県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）における創業支援数は1,555企業と震災前の平成22年度と比べ146%となりました。加えて、東日本大震災復興緊急特例による保険引受や危機対応円滑化業務での対応を行いました。このように、政策金融機関として腰を据えて復興支援に取り組みました。

c セーフティネット需要への対応

経営環境の悪化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、従来の制度を拡充した「経営支援型セーフティネット貸付」を活用して、資金繰り支援と経営面のアドバイスをセットで行いました。これは、融資後3年間にわたり、半期に1回経営状況を把握したうえで、経営上のアドバイスを行っていくものです。

また、中小企業金融円滑化法の終了や飼料価格の高騰などを踏まえ開設した相談窓口を通じて、中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に、迅速かつきめ細かく対応しました。

さらに、平成25年7月の豪雨や平成26年2月の大雪などの自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまに対しては、速やかに相談窓口を設置し、地元関係機関とも連携しながら、被害状況の把握に努め、融資相談及び返済相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

d 成長戦略分野等への貢献

日本経済の発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開、創業・新事業、ソーシャルビジネス、事業再生、農林漁業の6次産業化などへの支援に取り組みました。

このうち創業・新事業支援や海外展開支援につきましては、各事業本部がそれぞれの融資制度、審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に取り組むための検討を行いました。

当期の損益の状況につきましては、経常収益は7,882億円、特別損益を含めた当期純損失は359億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、引き続き、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者の皆さまからの相談に的確に対応するとともに、復興支援会議や復興支援プロジェクトにも参画し、被災地の復旧・復興を支援しました。

また、国内景気に回復の動きがみられる一方で、地方の人口減少、流通構造の変化などに伴い、小規模事業者を取り巻く環境は長期的に厳しい状況が続いています。このような経営環境の中にあって、小規模事業者の皆さまの資金繰りや経営改善を支援するなど、セーフティネッ

ト機能の発揮に努めました。

成長戦略分野等への対応につきましては、創業の分野で地方公共団体や支援機関とのネットワークを全国で32スキーム構築し、各機関が提供するサービスのワンストップ化を推進しました。また、ベンチャーキャピタルなどと連携し、技術・ノウハウに新規性が見られる小規模事業者の皆さまに対し、資本金ローンの活用を推進したほか、創業計画の策定支援、融資後のフォローアップなど、創業の各段階に応じた総合的な支援を実施しました。さらに、全国78の地域金融機関と創業分野を中心とする協調融資スキームを構築し、民間金融機関との協調融資態勢の整備に取り組みました。加えて、新たに若年層に対する起業教育のサポートとして、高校生ビジネスプラン・グランプリを開催しました。

NPO法人をはじめ子育て・介護・障害者福祉などの分野で社会的課題を解決するソーシャルビジネスを行う事業者に対する支援では、広報活動の推進により認知度の向上を図ったほか、認定NPO法人など一定の要件を満たすソーシャルビジネスに対する貸付けに金利優遇措置を導入しました。

海外展開を検討する小規模事業者の皆さまに対しては、全国の支店に設置した海外展開サポートデスクの活用や日本貿易振興機構などの外部専門機関との連携強化により、資金と情報の両面から支援を行いました。

企業再生の分野では、今年度から全国の支店に企業支援担当者を配置し、経営改善計画書の策定支援を行ったほか、中小企業再生支援協議会や民間金融機関との連携を強化し、資金支援を推進しました。

さらに、家計の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、低所得世帯への金利軽減や貸付期間の延長といった教育資金貸付制度の拡充を行うなど、教育資金の支援に取り組みました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は2兆4,545億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,527億円、特別損益を含めた当期純利益は78億円となりました。

(ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画などの国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者の皆さまのニーズ及び地域・業界の実態を把握し、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災からの復興支援をはじめとして、当期に発生した大雨・大雪などの自然災害や飼料価格高騰などの経営環境変化の影響を受けた農林漁業者の皆さまへのセーフティネット機能の発揮に努めました。

また、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心経営体と定められた農業者の皆さまへの支援に取り組むとともに、農林漁業者の皆さまが加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化を関係機関と連携し支援しました。

加えて、国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業者の皆さまに広

域的な販路拡大の機会を提供するため、東京及び大阪においてアグリフードE X P Oを開催しました。さらに、日本貿易振興機構・貿易商社などと連携し、輸出に取り組む農林漁業者の皆さまへの輸出支援を実施しました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は3,318億円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は587億円、特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

(二) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続き、東日本大震災の被災地域の復興支援に取り組むなどセーフティネット機能を発揮するとともに、各種特別貸付制度や資本性ローンを活用して、中小企業の皆さまの成長戦略分野等への取組みや事業再生を支援しました。

具体的には、経営改善に取り組む中小企業の皆さまに対しては、資金繰り支援にとどまらず、従来から行ってきた経営支援（経営指導、コンサルティング、モニタリングなど）を一層強化しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、経済のグローバル化の進展などを背景に中小企業の皆さまの海外展開が加速する中、海外展開支援に注力しました。当期におきましては、中小企業の皆さまによる海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」では、海外金融機関7行と提携したほか、幅広く中小企業の皆さまが同制度を活用できるよう、平成25年10月に国内の地域金融機関と連携した資金調達スキームを構築し、当事業年度末においては、全国30の地域金融機関と連携しました。さらに専門部署である国際業務部や上海及びバンコクの海外駐在員事務所を活用してASEAN諸国及び中国などの主要都市で交流会を開催したほか、日本貿易振興機構などの外部専門機関との連携や全国ビジネス商談会への海外バイヤーの招聘を行いました。

また、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジに対する支援を行う専門部署である新事業室とベンチャーキャピタルや研究開発機関などとの連携を推進しました。加えて、事業再生に取り組む中小企業の皆さまに対しては、従来からの手法に加えて、新たに創設した「DES制度（貸付金の株式化）」を活用し、再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行いました。

これらにより、当期の中小企業向け融資業務の貸付実績は1兆9,289億円となりました。

なお、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関がなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、当期の経常収益は1,140億円、特別損益を含めた当期純損失は145億円となりました。

(ホ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関などによる中小企業・小規模事業者の皆さまへの無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び

証券化市場の情報収集に努めました。しかしながら、当期におきましては、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関がなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 385 百万円、特別損益を含めた当期純利益は 346 百万円となりました。

(へ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災復興緊急特例保険などにより、東日本大震災の被災地域の復興に向けた支援に取り組むとともに、経営安定関連保証や借換保証などに係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援を行いました。

また、成長戦略分野等への対応につきましては、創業関連特例などを通じて創業支援に努めたほか、経営力強化保証に係る保険引受を通じて中小企業・小規模事業者の経営支援を行いました。

さらに、事業再生計画実施関連特例の創設など再生支援スキームを拡充するほか、資金調達 の多様化を促進するため、信用保険の対象に新たに電子記録債権を追加しました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は 8 兆 9,844 億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 4,150 億円、特別損益を含めた当期純損失は 132 億円となりました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「円高等対策特別相談窓口に係る事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが 5,593 億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が 1 兆 4,656 億円、指定金融機関に対する利子補給が 109 億円となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は 475 億円、特別損益を含めた当期純損失は 163 億円となりました。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 38 号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は 106 億円となりました。

また、事業再編促進円滑化業務（平成 26 年 1 月 20 日付けで「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成 11 年法律第 131 号）が廃止されるまでは、事業再構築等促進円滑化業務）におきましては、「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定

金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを業務としていますが、当期におきましては、貸付実績はありませんでした。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は436百万円、特別損益を含めた当期純損失は5百万円となりました。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融の的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3カ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、「意思決定」、「監視機能」及び「業務執行」の3機能を分離・強化するため、BPR（注1）の手法などを用いた改革を継続して実施しています。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、大幅な権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。

業務執行に係る改革につきましては、平成24年度以降、3事業の債権管理業務を共通化し、回収機能の強化や事務効率化を進めているほか、公庫全体のシステム最適化計画を着実に推進し、業務の合理化・効率化を実施しました。また、組織面におきましては、国民生活事業本部及び中小企業事業本部に続いて、平成25年4月に効率的な組織運営を推進することを目的として農林水産事業本部にも「地区営業統轄」（注2）を設置したほか、平成25年10月に経営企画機能を強化するため「経営企画部」を企画管理本部に新設しました。さらに、当公庫における多様な人材を確保するため、転勤範囲を限定した「地域総合職」を新たな職種として新設し、平成26年4月からの制度実施に向け諸規定の整備を行いました。

（注1）ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

（注2）平成26年4月に「地区総括」（国民生活事業本部）及び「地区営業統轄」（農林水産事業本部及び中小企業事業本部）の名称を「地区統轄」に統一しています。

（イ）システム最適化計画の推進

お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及びシステム開発・運用に係るコスト削減を目的として平成22年度からシステム最適化計画に取り組んできました。平成25年4月に共通ERP（注）システム、平成25年9月に農林事業最適化システム、さらに、平成25年10月に公庫全体の人事給与システムが稼働しました。

また、各業務システムや共通システムを支えるシステム基盤の共通化や統合バックアップセンターの稼働も順次開始し、また、中小融資業務システム及び外部委託業者の作業遅延から開

発が遅れ開発方式をマイグレーション方式に変更した信用保険システムにつきましても、十分なテストと訓練を行って、平成 26 年 5 月に稼動しました。

なお、平成 26 年 1 月に稼動を予定していた国民業務システムにつきましても、開発委託業者のプロジェクト運営体制の不備などから平成 27 年 1 月稼動に変更することとなりましたが、品質管理面での一層の強化を図るとともに、経費面での実損を発生させることなく、確実かつ適切にシステム最適化計画を実施しています。

(注) エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア

(ロ) 人材開発の推進

現場力を高め、お客さまの期待に着実に応えていく人材を育成するため、共通研修を拡大するなど、新入職員から役員までの各種教育施策の充実に取り組みました。

具体的には、職員が計画的に知識や能力を磨くことができるように、人材アカデミー（シニアマネジメントコース、本部部長コース、事業統轄コース、プロジェクト Challenge!!、IT アカデミー、経理アカデミーの 6 コース）、階層別教育（各階層における集合研修や義務付け通信教育）、自己啓発支援制度を充実させました。

また、中小企業経営の実態を肌身で学び、実践的なコンサルティング能力の基礎を築くために、平成 25 年度から新たに、中小企業診断士 20 名を対象として、中小企業への研修派遣を開始しました（派遣期間 1 年）。

(ハ) 女性活躍の推進

女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取組みを着実に実施しています。女性管理職につきましても、平成 23 年度に「平成 30 年 4 月時点における管理職に占める女性の割合 5%」を数値目標として掲げ、計画的かつ積極的な登用を進めています。目標達成に向けて候補者を育成し、女性管理職比率は、目標設定時（平成 23 年 4 月時点）の 1.3%から平成 26 年 4 月時点では 2.3%となっています。

また、当期におきましても、全支店における積極的な女性活躍推進活動を促進、底上げすることを目的に、「女性活躍推進専任者」を全国に 10 名配置しました。女性活躍推進専任者は、各支店の活動についてアドバイスやサポートを実施するほか、活動状況を担当ブロック内支店に情報展開し、公庫全体の女性活躍のレベルアップを図っています。また、外部機関と連携し、知識・情報を得るだけでなく、公庫の取組みを紹介し、情報を発信しています。

(ニ) 職場環境の向上

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として「ノー残業デー週 2 日」を促進しています。このほか、「なかよしファミリーデー（家族の職場参観）」、「パパ活（男性の育児参画）フォーラム」及び「出産・介護の体験教室」を実施し、継続的に職員の意識啓発を図っています。

また、当期におきましても、ハラスメントに係る外部相談窓口を設置し、ハラスメント防止体制を強化しました。さらに、パワー・ハラスメントにつきましても、「働きやすい職場づくり

のためのマナーブック」及び教材用DVDを作成・配付し、全職場で研修を実施するなど、その防止に向けて取り組みました。

(ホ) リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化

リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムをコーポレート・ガバナンス委員会での審議を経て定め、その進捗状況を定期的にコーポレート・ガバナンス委員会に報告することとしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しています。この委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議しました。

特に、反社会的勢力排除に向けた態勢整備につきましては、改めて点検を行う中で、取引の入口段階での排除強化のため全国銀行協会から反社情報の提供を受け、反社会的勢力データベースを充実させ、また、反社会的勢力排除に関する態勢整備状況や取引の管理状況について経営陣へ適切に報告するため、各事業本部運営会議、コーポレート・ガバナンス委員会及び取締役会への定期的な報告態勢を構築しております。

また、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。さらに、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（BCP（注））を策定しております。当期におきましては、南海トラフ巨大地震などによる津波被害が懸念される店舗について津波発生時の初動対応フローチャートを作成するなど、危機管理態勢を充実させています。

（注）ビジネス・コンティニューイティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第3期 (平成22年4月 ～平成23年3月)	第4期 (平成23年4月 ～平成24年3月)	第5期 (平成24年4月 ～平成25年3月)	第6期 (平成25年4月 ～平成26年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	768,105	857,197	665,597	788,255
	経常利益	△875,599	△290,430	△285,856	△35,817
	当期純利益	△886,503	△295,408	△286,268	△35,936
	純資産額	4,389,560	6,142,730	4,184,472	4,507,759
	総資産	36,789,867	38,250,634	25,421,145	24,653,427
国民一般向け業務	経常収益	161,987	163,273	159,123	152,799
	経常利益	△48,871	△21,726	△1,079	7,404
	当期純利益	△54,848	△21,948	△1,366	7,863
	純資産額	222,590	447,687	510,635	599,864
	総資産	7,199,339	7,097,032	7,023,768	6,967,617
農林水産業者向け業務	経常収益	73,321	66,280	63,928	58,769
	経常利益	1,208	85	46	570
	当期純利益	△141	—	—	—
	純資産額	328,055	344,518	365,777	376,466
	総資産	2,637,650	2,627,541	2,601,392	2,609,060
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	124,973	123,380	118,992	114,051
	経常利益	△44,628	△27,444	△25,040	△14,576
	当期純利益	△49,727	△27,497	△25,098	△14,582
	純資産額	365,815	610,267	767,769	878,586
	総資産	6,099,356	6,165,463	6,131,914	6,022,626
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	423	591	471	385
	経常利益	194	503	411	346
	当期純利益	683	503	411	346
	純資産額	23,235	23,738	24,149	24,496
	総資産	25,957	25,505	24,930	24,516
信用保険等業務	経常収益	151,365	256,830	272,914	415,098
	経常利益	△813,106	△301,329	△231,402	△13,228
	当期純利益	△812,011	△301,357	△231,423	△13,229
	純資産額	1,013,839	1,753,382	1,765,508	1,856,979
	総資産	2,835,575	3,491,484	3,399,285	3,239,518
危機対応円滑化業務	経常収益	58,794	57,255	50,465	47,522
	経常利益	△29,464	2,318	△28,781	△16,329
	当期純利益	△29,464	2,318	△28,781	△16,329
	純資産額	387,165	668,068	750,391	771,130
	総資産	5,190,325	6,129,351	6,186,090	5,728,392
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	13	240	289	436
	経常利益	△16	△0	△9	△5
	当期純利益	△16	△0	△9	△5
	純資産額	103	221	239	234
	総資産	20,137	21,658	54,581	62,822
国際協力銀行業務	経常収益	197,217	201,695		
	経常利益	49,641	57,107		
	当期純利益	58,783	52,515		
	純資産額	2,048,513	2,294,786		
	総資産	12,781,643	12,693,182		
駐留軍再編促進金融業務	経常収益	411	271		
	経常利益	241	57		
	当期純利益	241	57		
	純資産額	241	57		
	総資産	360	181		

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 特定事業等促進円滑化業務は平成22年8月16日から開始しています。
3 株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付けで、株式会社国際協力銀行に、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管しました。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	36,571
	債券	3,550
	出資金	3,592
	(計)	43,713

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

(ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融资特別会計	36,565	162,140
	その他の	5	2,146
	(計)	36,571	164,286
国民一般向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	18,210	53,517
	(投資勘定)	—	0
	一般会計	—	1,313
	(小計)	18,210	54,830
農林水産業者向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	1,800	19,261
	食料安定供給特別会計 (農業経営基盤強化勘定)	—	518
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	5	314
	(小計)	1,805	20,094
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	10,820	39,485
	(投資勘定)	35	137
	(小計)	10,855	39,622
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	5,593	49,115
	(小計)	5,593	49,115
特定事業等促進円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	106	623
	(小計)	106	623

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕
株式会社日本政策金融公庫	1,250	11,945
	2,300	8,639
国民一般向け業務	550	4,349
	1,400	3,100
農林水産業者向け業務	—	—
	100	1,839
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	700	7,595
	800	3,699
中小企業者向け 証券化支援買取業務	—	—
	—	—
信用保険等業務	—	—
	—	—
危機対応円滑化業務	—	—
	—	—
特定事業等促進円滑化業務	—	—
	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	1,987
	産業投資出資金	400
	東日本大震災復興特別会計出資金	1,204
	(計)	3,592
国民一般向け業務	一般会計出資金	378
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	435
	(小 計)	813
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	31
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	74
	(小 計)	106
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	419
	産業投資出資金	400
	東日本大震災復興特別会計出資金	435
	(小 計)	1,254
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	1,047
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	1,047
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	110
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	260
	(小 計)	370
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	5,888
国民一般向け業務	2,855
農林水産業者向け業務	857
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,884
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	287
危機対応円滑化業務	2
特定事業等促進円滑化業務	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連設備投資等	873	店舗新築工事等
	情報システム関連設備投資等	1,130	共通基盤等
農林水産業者向け業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	558	共通基盤等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	1,586	共通基盤等
信用保険等業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	244	共通基盤等
危機対応円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	1	共通基盤
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連設備投資等	1	共通基盤

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期（注）における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

- a 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）に基づき、改正
- b 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 76 号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成 20 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第 4 号）

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第 1 号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選任

平成 25 年 6 月 20 日の取締役会で決議、平成 25 年 6 月 20 日認可
平成 25 年 10 月 11 日の取締役会で決議、平成 25 年 10 月 11 日認可

(ロ) 取締役及び監査役の選任

平成 25 年 4 月 1 日の株主総会で決議、平成 25 年 4 月 1 日認可
平成 25 年 6 月 20 日の株主総会で決議、平成 25 年 6 月 20 日認可
平成 25 年 10 月 11 日の株主総会で決議、平成 25 年 10 月 11 日認可

(ハ) 業務方法書の一部変更

平成 25 年 3 月 27 日付で認可申請、平成 25 年 4 月 1 日認可
平成 25 年 5 月 8 日付で認可申請、平成 25 年 5 月 16 日認可
平成 25 年 6 月 19 日付で認可申請、平成 25 年 6 月 21 日認可
平成 25 年 9 月 6 日付で認可申請、平成 25 年 9 月 20 日認可
平成 25 年 12 月 13 日付で認可申請、平成 25 年 12 月 20 日認可
平成 26 年 1 月 29 日付で認可申請、平成 26 年 1 月 31 日認可
平成 26 年 2 月 24 日付で認可申請、平成 26 年 2 月 28 日認可
平成 26 年 3 月 25 日付で認可申請、平成 26 年 3 月 31 日認可

(ニ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、各業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

(注) 重要なものに限り平成 26 年 4 月 1 日以降に生じたものも記載しています。

(5) 公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 2 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,361 名

(注) 職員数は、平成 25 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、次の「基本理念」に基づき、平成 26 年 3 月 18 日の取締役会において、「経営方針」及び平成 26 年度から 3 カ年の目標である「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1) お客さまサービスの向上

イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。

ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2) セーフティネット機能の発揮

イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対応する。

ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に対応する。

(3) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応し、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献する。

(4) 地域活性化への貢献

日本公庫の総合力を発揮するとともに、地域に根ざした活動を展開し、もって地域経済を支える国民一般、中小企業者及び農林水産業者の活力発揮への支援に取り組むとともに、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献する。

(5) 環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点から踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。

ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

（注）トータル・コスト・オブ・オーナーシップ：コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6) 働きがいのある職場づくり

- イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高めるため、教育の強化を図る。
- ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

- コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2014年度～2016年度）

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援や経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応等セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。その上で、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいくとともに、日本公庫の総合力を発揮した取組みを強化することにより、政策金融を的確かつ効率的に実施する。さらに、政策金融機関の使命として、政策提言能力を発揮するとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図り、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努める。

業務遂行に際しては、お客さまにより身近で頼りになる存在を目指し、日本経済の成長・発展に職員一丸となって貢献する組織づくりや、より働きがいのある職場づくりに努めつつ、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

- イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資
 - (ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
 - (ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給

(1) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応

資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮

- (イ) 経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
- (ロ) 自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格高騰等の影響を受けた農林漁業

者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援

(2) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給

- イ お客さまの資金ニーズ等への積極的な対応
お客さまの資金ニーズに即した各種貸付・資金制度の活用
- ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
危機対応円滑化業務の的確な実施

(3) 信用補完制度の着実な実施

- イ 資金繰りの悪化等に直面するお客さまへの信用補完制度を通じた支援
- ロ 保証協会等との連携強化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給と政策提言能力の発揮

(1) 創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する的確な融資対応

- イ 創業や新事業への支援
(イ) 創業や新たな事業活動に取り組む企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献

新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：20,000 企業

新企業育成貸付契約社数：2,400 社

(ロ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

ロ 事業再生等への支援

(イ) 事業再生の支援機能の強化

再生関連貸付契約社数：900 社

(ロ) 再生支援協議会等との連携強化

再生支援協議会等への持込み：120 社

(ハ) DDS、DES等の金融手法の積極的な活用

(ニ) 複数事業が連携した事業再生の取組み強化

日本公庫が主体的に実施する民間金融機関との再生支援に係る情報交換会：100 機関

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ハ 社会的課題の解決に取り組む企業への支援

ソーシャルビジネスを行う事業者に対する取組みの推進

NPO法人への貸付件数：700 件

ニ 海外展開支援

(イ) 海外への展開を図る企業の資金調達の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施

海外展開関連制度：430 社（スタンドバイ・クレジット 80 社含む）

(ロ) 小規模事業者の海外展開に対する支援

海外展開資金貸付件数：450 件

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

ホ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを支援

人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：4,400 先

(ロ) 新たに農業経営を開始する者への支援

青年等就農資金融資先数：800 先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援

6次産業化融資先数：800 先

(ニ) 輸出に取り組む意向のある農林漁業者の取組みを支援

(ホ) 木材需要に影響の大きい大規模木材関連事業者の国産材の安定利用に資する取組みの支援

(ヘ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する老朽漁船の代船建造の支援

(ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援

食品企業融資先数：190 先

(チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施

へ 地球環境問題への対応支援

(イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進

(ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ト 教育の機会均等への貢献

(2) 政策提言能力の強化

イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映

中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映

ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進

4 日本公庫の総合力を発揮し、地域に根ざした取組みの強化

(1) 地域のプロジェクトに積極的に参画し地域の活性化に貢献

「総合力発揮」による地域活性化への貢献

地方公共団体等と連携した地域活性化等への取組みの強化：1支店あたり年間1件以上

(2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供

イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進

(イ) 地域プロジェクトへの参画状況や各地域の施策情報等を集約し提供

(ロ) 複数事業が連携し、お客さまのニーズに沿った融資への対応

1 統合支店あたり年間3件以上及び連携する国民生活事業単独支店がある場合は、連携する国民生活事業単独支店とそれぞれ1件以上

(ハ) 複数事業の情報を活用したコンサルティング機能の発揮

(ニ) 事業間連携によるお客さまのマッチング：1,800件以上

- (ホ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催： 250 回以上
- (ヘ) 「インターネットビジネスマッチングサイト」の運用
- (ト) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
- ロ 国民生活事業単独支店を含めた「総合力発揮」の推進
統合支店と国民生活事業単独支店との連携強化
- ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟度向上に向けた取組みの推進
日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資の提供
- (3) 民間金融機関との連携の充実及び関係団体等との連携の強化
 - イ 民間金融機関との連携の充実に向けた取組みの推進
 - ロ 関係団体（商工会議所、専門家団体、業界団体、再生支援協議会、大学等）との連携強化
創業・新たな事業へのチャレンジ、事業再生を支援する機関、団体との連携強化
- 5 利用しやすい、頼りになる日本公庫の実現に向けたお客さまサービスの推進
 - (1) お客さまの満足度向上のため、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ お客さまの目線に立った支店運営を推進
 - ロ お客さまのニーズ実現のために必要な施策を推進
 - (イ) 融資判断に要する時間の短縮に向けた取組み
 - (ロ) お客さまへの「適切な提案、アドバイス」に係る満足度向上に向けた取組み
 - (ハ) 書類提出負担の軽減に向けた取組み
 - (ニ) 支店におけるお客さまの「プライバシーの配慮」への取組み
 - ハ お客さまニーズに合致した有益な情報提供等
 - (イ) 「CSプラスワン活動」の推進
 - (ロ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供
海外展開セミナーの開催（国内）： 70 回以上
 - (ハ) 海外展開支援機関等との連携
 - ニ お客さまへの適切な提案、アドバイス
 - (イ) 財務診断、収支シミュレーション等を通じたコンサルティング機能の発揮
 - (ロ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
 - (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ 地方メディアへの広報活動強化
地方紙記事掲載件数： 4,000 件
 - ロ 企画提案型広報活動の強化
記事化に繋がった企画提案数： 50 件
 - ハ インターネットなど多様な媒体を利用した広報活動の強化
 - ニ 認知度調査の実施

(3) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部との連携の推進

イ 中小企業研究で世界的にも高い水準の追求

(イ) 景況関係調査の定期的実施

(ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表

ロ 対外発信力の強化による、研究機関としての評価向上

(イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行

(ロ) 日本公庫シンポジウムの開催

(ハ) 研究成果の国際的発信の推進

(ニ) 調査票データの一般学術公開

ハ 他の研究機関との交流の強化

(イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加

(ロ) 共同研究の実施

(ハ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加

ニ 事業本部との連携の積極的な推進

事業本部の政策提言に資する研究テーマの選定

6 信用リスクの適切な管理

イ 適切な与信管理の実施

ロ 適切な信用コストの管理

ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化

ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

【信用リスクに係る統一指標】

指 標	目 的	算出式	目標数値
初期デフォルト率 (%) 目標指標	貸付後1年以内にデフォルト（倒産、延滞）した先数の割合（注1）を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングするとともに、初期デフォルトを低減するための目標とする。	【年間目標】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付を行った先数等}}$ 【毎月報告（モニタリング指標）】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前（注2）過去1年間に貸付を行った先数等}}$	国民：0.30% 農林：0.10% 中小：0.11%
債務者区分の 上方・下方遷移 （先数等） モニタリング指 標（注3） 〔農林・中小〕	債務者区分の上方遷移（前期決算時からの上方遷移）及び下方遷移（前期決算時からの下方遷移）の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理（経営改善支援を含む。）に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 【半期報告（決算確定後）】	—
与信関係費用 比率 (%) モニタリング指 標（注3）	与信関係費用（注4）比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化（貸倒引当金等の極小化）に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ 【半期報告（決算確定後）】	—

（注1）デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合。

（注2）報告対象月を含む。

（注3）目標の達成度合い等を判断するうえでの参考指標とする。

（注4）与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用（DES実施に伴うもの）の合計額

組織運営目標

1 支店機能の強化

- イ 的確かつ機動的な支店運営のための支店長の責任と職務権限の強化
- ロ 各事業の「地区統轄」間の連携及び「地区統轄」と「支店長」間の連携の強化による支店運営の活性化
- ハ 支店運営態勢の整備

2 日本公庫全体のIT基盤・システムの最適化、IT部門全体の最適化の推進

(1) 「公庫全体システム最適化計画（基本計画書）」に基づく次のプロジェクトの確実な実現

- イ 中小融資業務システム再構築、信用保険システムマイグレーション、国民業務システム再構築
- ロ 取引照会システム構築、債権管理システム構築、金融機関伝送システム構築
- ハ ネットワーク回線増強

(2) 各事業本部等のシステム開発要望への積極的な対応

最適化計画推進のため限定的な扱いとしてきた開発要望に対し、共通化や事務の正確性の確保の観点も踏まえた積極的な対応

(3) 最適化後のIT中期計画の具体化と、それに基づく取組みの推進

イ 未統合システムの統合

(イ) 危機対応システム、国民受託ネットワークシステム等の共通基盤への統合

(ロ) 統合WAN（注）への農林事業ネットワークの統合

ロ マイグレーション後の信用保険システムについて共通基盤への統合を踏まえた今後の対処方針の検討・実施

ハ 共通化・標準化による更なるコスト削減及び業務の効率化を図るための情報システムの実現

(イ) CLOVER.net、文書管理システム、端末機管理システム等の拡充・統合

(ロ) モバイルシステム、OCR決算書入力システム等の共用化の検討・実施

(注) WAN（ワイドエリアネットワーク）：本支店間など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を接続し、データをやり取りする広域通信網。

国民生活事業本部及び中小企業事業本部は、既に統合済み。

(4) より効率的かつ円滑なIT部門の運営を実現するための取組みの実施

イ 各事業間の開発・運用要員の弾力的な配置に向けた知識・ノウハウの融合、手順等の標準化

ロ IT部門のBPRの一層の推進

(5) システム監査体制の整備

3 BPRなどによる事務の合理化・業務の効率的運営

(1) 基本方針

イ これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取組み

ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的な運営への取組み

ハ 共通ERP（注）システムの円滑な稼働と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制の構築

(2) 全体目標

イ 共通ERPシステムによる効率的な事務処理体制の構築

- ロ 経費予算機能の集約化による統合効果の発揮
 - ハ 随意契約見直し計画における随意契約比率の年度見通しの達成
 - ニ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善
 - ホ 遊休不動産の処分促進
 - へ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化・業務の効率的運営の推進
 - ト 名刺、封筒及び印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大
 - チ 債権管理業務共通化を通じた業務の効率化及び専門性向上の推進
- (注) エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア

(3) 個別目標

〔国民生活事業本部〕

- イ 事務集約化拠点の円滑な稼働に向けた取組み
- ロ 支店事務の集約化に伴う支店内組織の効率的な態勢の整備及び人員の最適配置
- ハ 業務の効率化に向けた事務改善提案制度の定着

〔農林水産事業本部〕

- イ 地区統轄を活用した営業推進
- ロ さらに業務効率化のために BPR を実施し、業務プロセスを見直し・改善
- ハ 職員の日常の気づきを集約できるよう提案制度を活性化

〔中小企業事業本部〕

- イ 現場力強化の取組みによる適切な融資業務の遂行に向けた効率化・合理化
- ロ 効率的な審査事務の実施
- ハ 保証協会とのシステム化の推進等による更なる効率化への取組み
- ニ 人員の効率的な配置の検討

〔企画管理本部〕

- イ 経費管理体制の整備（「経費の多面的分析」の取組みの継続）
- ロ 調達能力向上のため人材育成を強化

(4) 目標数値

- ①随意契約比率 件数 28.8%／金額 28.8%
- ②支店運営に係る改善提案の件数
 統合支店は1支店あたり2件（うち1件は具体的な業務工数の削減効果が得られるもの）
 国民生活事業単独支店は1支店あたり1件

4-1 人材開発

(1) 基本方針

- イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実

ロ 新人事給与制度の定着化と見直し

ハ 人材活用の推進

ニ 専門性の強化

(2) 全体目標

イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解

諸会議や集合研修の活用に加え、職場内の担当業務単位の勉強会実施による浸透・理解

ロ 新入職員から上級管理職までの一貫した教育体系の確立

全階層の研修、義務付け通信教育及び自己啓発支援制度を共通化して実施

ハ 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施

上級業務職及び若手管理職を対象としたコース（ミドルマネジメントコース）の新設
経営陣とのディスカッションの拡充

ニ 地域総合職の導入と適切な運用

ホ 新人事給与制度の円滑な運営に向け、制度運用に関するモニタリング及びアンケート調査を実施

へ 経過措置終了（2016年4月）に向けた新人事給与制度の見直しの検討

ト 事業間人事異動の推進

チ 共通研修の実施

若手から中堅向けの階層別研修の新設

一部事業本部で実施していた研修を共通化して実施

リ パートタイマーの一層の活用の推進

ヌ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大

ル 専門性の強化策の実施

（イ）社内公募、中途採用を拡充

（ロ）専門性強化を狙いとした教育施策の推進・支援

（ハ）中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用

ヲ 人事給与システムの改善と活用の推進

ワ 人事部組織改編後の業務の効率的な運用

(3) 目標数値

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」 100%

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」 100%

③職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」 75%

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」 85%

⑤資格取得の促進等

中小企業診断士有資格者数

〔国民〕2014年度：210人 2015年度：220人 2016年度：230人

〔中小〕2014年度：205人 2015年度：210人 2016年度：215人

農林水産業経営アドバイザー有資格者数

〔農林〕2014年度：205人 2015年度：215人 2016年度：225人

(補足) 職員意識調査項目の内容

①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

4-2 女性活躍の推進

(1) 基本方針

- イ 女性管理職の積極的登用
- ロ 総合職、エリア職、ライフステージ別等の各層に応じた女性のキャリア開発支援
- ハ ライフステージに応じた両立支援策を実施し、就業継続を支援
- ニ 本支店における女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、意識啓発の段階から業務に貢献する活動に発展

(2) 全体目標

- イ 女性の管理職登用に向けて、「プロジェクト Challenge!!」等により、女性管理職候補者を育成
- ロ メンタリング制度等により、女性総合職のキャリア形成を支援
- ハ 業務職育成制度により、エリア職の職域拡大を支援
- ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、業務経験を積ませることで、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上
- ホ ワーキングマザーが意欲的にキャリアを形成できる環境を整備
- へ 本支店における女性活躍推進活動について、これまでの活動基盤を活かし、意識啓発の段階から業務に貢献する等、活動内容をレベルアップ
- ト 女性活躍推進に関する男性職員の意識をより一層醸成

(3) 数値目標

- ①管理職に占める女性の割合 5% (2018年4月時点)

- ②新卒女性総合職採用比率 30%
- ③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」 75%
- ④職員意識調査項目「支店における女性活躍推進活動への評価」 70%

（補足）職員意識調査項目の内容

- ③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

- ④職員意識調査項目「支店における女性活躍推進活動への評価」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：支店における女性活躍推進の活動をどのように思いますか。

5 職場環境の向上

（1）基本方針

- イ ワークライフ・マネジメントの実践
- ロ ハラスメント対策の強化

（2）全体目標

- イ 時間生産性を高め、メリハリのある働き方を推進
- ロ 男女共に働きやすい職場環境づくりを推進
- ハ ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み）
- ニ メンタルヘルス対策の強化
- ホ 職員意識調査による経営課題の把握

（3）目標数値

- ①職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」 70%
- ②男性の育児関連休暇（出産休暇、育児参加休暇、育児休業）合計3日の取得率 80%

（補足）職員意識調査項目の内容

- ①職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」

対象数値：全職員の「毎週実践」の回答比率

質問内容：ノー残業デー週2日を実践していますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

（1）基本方針

- イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を図るため、リスク管理プログラムを定め、コーポレート・ガバナンス委員会等において同プログラムの実施状況等をモニタリング
- ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るため、コンプライアンス・プログラムを定

め、コーポレート・ガバナンス委員会等において同プログラムの実施状況等をモニタリング

ハ BCP（注）の訓練・研修を定期的実施することによる危機管理態勢の充実・強化

（2）全体目標

イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムについて、前年度の実施状況を踏まえて新たに策定、同プログラムに基づき実施状況をモニタリングし、公庫全体として審議、検討すべき事項がある場合は、コーポレート・ガバナンス委員会等に報告

ロ 反社会的勢力排除態勢に係る不断の点検及び適切な対応

ハ 研修・ツールを通じたハラスメントに関する正しい理解の徹底、コンプライアンス・ヘルプライン及び外部相談窓口の周知継続による理解度向上

ニ コンプライアンス共通研修についての充実（対象層の拡大、内容の拡充など）

ホ 策定済のBCPに係る定期的な訓練を通じた、手順の習熟及び問題点の把握を踏まえたBCPの見直し

へ 支店研修を通じた職員のコンプライアンス及び危機管理に対する意識の向上・強化

ト 大規模地震の被害想定見直し等を踏まえたBCP及び防災用品の見直しについて検討

（注）ビジネス・コンティニューイティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数 10,733,565,407,741 株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	1,212,073,000,000
農林水産業者向け業務	373,811,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,347,985,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	5,551,527,407,741
危機対応円滑化業務	932,426,000,000
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000

(注) 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、国際協力銀行業務を当公庫から分離する手続きを完了しておりますが、平成24年3月31日以前に発行した国際協力銀行業務にかかる株式1,291,000,000,000株は、当公庫の発行済株式として残存しています。

(2) 当期末株主数

4名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	10,433,977,407,741 株	97.21%
経済産業大臣	273,380,000,000 株	2.55%
農林水産大臣	23,077,000,000 株	0.21%
厚生労働大臣	3,131,000,000 株	0.03%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地 位 (及び担当)
細川 興一	代表取締役総裁
皆川 博美	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部及び総合研究所)
村瀬 吉彦	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
宮坂 亘	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
豊永 厚志	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
中村 吉夫	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
紀村 英俊	常務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長)
原田 高道	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
平松 幹弘	常務取締役 (国民生活事業本部融資部門長)
野崎 与四郎	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長及び企画管理本部担当)
吉田 正己	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
光増 安弘	取締役 (農林水産事業本部審査部門長及び営業部門のうち事業再生支援担当)
山崎 康史	取締役 (農林水産事業本部企画・統括部門長及び審査部門のうち信用リスク管理担当)
小池 敏広	取締役 (国民生活事業本部審査部門長及び人材開発部担当)
和田 修一	取締役 (中小企業事業本部企画・管理部門長)
山口 博澄	取締役 (企画管理本部 I T 部門長)
早川 祥子	取締役
鵜澤 静	取締役
金森 潤	常勤監査役

氏名	地位(及び担当)
黒田 尚	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
高橋 伸子	監査役

- (注) 1 平成 25 年 10 月 11 日付けで安居祥策氏が代表取締役総裁及び取締役を辞任し、同日付けで細川興一氏が代表取締役総裁に就任しています。
- 2 上記 1 のほか、当期中に、常務取締役山本耕三氏が平成 25 年 5 月 31 日付けで、代表取締役専務取締役勝野龍平氏及び常務取締役宮原正治氏が平成 25 年 6 月 20 日付けで、取締役三木啓史氏が平成 25 年 9 月 10 日付けで、それぞれ取締役を辞任しています。
- 3 取締役のうち、早川祥子、三木啓史及び鶴澤静の 3 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
- 4 監査役のうち、黒田尚、池田敏夫及び高橋伸子の 3 氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
- 5 監査役池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 6 三木啓史氏は、東洋製罐グループホールディングス(株)取締役会長を、鶴澤静氏は日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長を、それぞれ兼職しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

三木啓史氏は東洋製罐グループホールディングス(株)取締役会長を、鶴澤静氏は日清紡ホールディングス(株)代表取締役会長を、それぞれ兼職しています。

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
早川 祥子	当期取締役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
三木 啓史	平成 25 年 9 月 10 日辞任までに開催された当期取締役会 6 回開催のうち 5 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
鵜澤 静	平成 25 年 10 月 11 日就任後に開催された当期取締役会 8 回開催のうち 8 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
黒田 尚	当期取締役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 監査役実務経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 16 回開催のうち 15 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	当期取締役会 16 回開催のうち 15 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

ハ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
早川 祥子	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
三木 啓史	
鵜澤 静	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
高橋 伸子	

(3) 役員報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	23 名 (3 名)	286 百万円 (16 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	43 百万円 (29 百万円)
合 計	27 名	329 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 20 百万円（取締役 18 百万円、監査役 1 百万円）が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 23 百万円（取締役 20 百万円、監査役 2 百万円）を計上しています。

4 報酬等の額以外に、平成 25 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会、平成 25 年 6 月 20 日開催の第 5 回定時株主総会及び平成 25 年 10 月 11 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役 5 名 61 百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊克 公認会計士 長尾 礎樹 公認会計士 伊澤 賢司	227 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、240 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ハ 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

ニ 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ホ 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べる
ことができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めること
ができる。
- ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業
務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上